

テキストは、縦に読むだけでなく、同時に横展開で読む。

例えば、労働安全衛生法の「安全衛生教育」で説明をしていきます。

通常は、下記のように縦に読んでいきます。

法59条 雇入れ時等の教育

内容は省略



法59条3項 特別教育

内容は省略



法60条 職長等の教育

内容は省略



法60条の2 その他の教育

内容は省略

それぞれ、どのような場合に、どのような教育項目を受けるのか。
教育をする対象者は誰なのか？

また、省略項目や書類の保存や作業主任者という名前も出てきます。

縦に読む学習をした後に、次に下記のように横に展開していきます。
その際、法60条の2「その他の教育」は省いて、下記のように3つの枠（フレーム）を造ります。

| 条文 | 法59条1項、2項 | 法59条3項 | 法60条 |
|----|----------------|--------|--------|
| 項目 | 雇入時・作業内容変更時の教育 | 特別教育 | 職長等の教育 |
| | | | |
| | | | |

あとは、項目を記載して、中身を埋めていきます。

| 条文 | 法59条1項、2項 | 法59条3項 | 法60条 |
|---|----------------|----------------------|--|
| 項目 | 雇入時・作業内容変更時の教育 | 特別教育 | 職長等の教育 |
| 対象者 | すべての労働者 | 特定の危険又は有害な業務に就かせる労働者 | 職長その他労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）を <u>新たに</u> 着任させるとき |
| 内容 | 作業手順に関すること等々 | 危険又は有害な業務 | 対象業種…6業種 |
| 書類の保存 | なし | 3年間 | なし |
| <p><u>教育内容の全部又は一部に関して十分な知識や技能を有していると認められる労働者については、その事項についての教育を省略することが可能</u></p> | | | |

| 業務・業種 | すべて | [業務] | [業種] 6種類 |
|-------|-----|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● 研削といしの取換え ● 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転 ● つり上げ荷重 1 トン未満の移動式クレーンの運転 ● アーク溶接等の業務 ● 小型ボイラー取扱い ● 建設用リフトの運転 ● 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉の設備の保守点検等 | <ul style="list-style-type: none"> ① 建設業 ② 製造業（一定のものを除く） ③ 電気業 ④ ガス業 ⑤ 自動車整備業 ⑥ 機械修理業 |

テキストを縦に読むだけであれば、内容が飛んでしまいますが、横展開することにより整理が付き、形で覚えることができ、記憶に残りやすくなります。

お知らせ

早回しターゲット 5000+では、条文順に条文、ポイント、問題、図表や図解を記載したテキストです。

今回の横展開を使用した図表も多く取り入れているので特に独学の受験生には参考になる教材です。

2019年版 ターゲット 5000+

<https://sharoushi24.jimdo.com/%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%82%B2%E3%83%83%E3%83%885000/>